

キャッチセールス



解説

知らない人に急に声を掛けられたら、要注意！「アンケート」や「無料体験」を誘い文句にして、営業所へ連れ込み高額な契約を迫ることがあります。安易についていけないようにしましょう。

契約を迫られても、契約するつもりが無ければ、キッパリ断りましょう。

もし契約してしまった場合でも、法律で決められた書類を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。

クーリング・オフの期間が過ぎた後でも、契約の解除や中途解約ができる場合がありますので、最寄りの消費生活相談窓口(P8)にご相談ください。P6、7ページも参考にしてください。

マルチ商法



解説

商品を購入する等によって販売会員となり、他の人を紹介して入会させれば、自分に紹介料がもらえる仕組みです。

友人・知人を巻き込むことが多いため、人間関係を悪化させることもあります。

「必ず」「簡単に」「誰でも」「高収入」というのが誘い文句ですが、楽しく確実にもうかるビジネスはありません。「マルチ商法ではなく、新しいビジネスモデルだ」「ネットワークを活かしたビジネス」などと表現を変えて説明されることもあります。冷静に判断し、必要ないと思ったらはっきり断りましょう。

もし契約してしまった場合でも、法律で決められた書類を受け取ってから20日間はクーリング・オフができます。

クーリング・オフの期間が過ぎた後でも、契約の解除や中途解約ができる場合がありますので、最寄りの消費生活相談窓口(P8)にご相談ください。P6、7ページも参考にしてください。